



島根県報

平成18年3月31日(金)
号外第73号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目次

規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (廃棄物対策課)

公布された条例等のあらまし

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則(規則第53号)

1 規則の概要

- (1) 産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準への適合性確認のための申請手続等を定めることとした。(第9条の2 - 第9条の5・様式第25号の2・様式第25号の3関係)
- (2) 産業廃棄物処理業者等の欠格要件に係る届出様式を定めることとした。(第9条の6・様式第25号の4・様式第25号の5関係)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第53号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成15年島根県規則第101号)の一部を次のように改正する。

第9条の次に次の5条を加える。

(優良性の評価制度に係る申請等)

第9条の2 省令第9条の2第3項(省令第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する基準(以下「評価基準」という。)に対する適合性の確認を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、評価基準適合性確認申請書(様式第25号の2)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 省令第9条の2第3項第1号に該当することを誓約する書面
- (2) 省令第9条の2第3項第2号の情報に係る公開及び更新の状況を記載した書面
- (3) 前号の情報が公開されている申請時点、公開開始時点及び主要な更新時点(第5号に掲げる許可証を添付する場合にあっては、申請時点及び同号の確認が行われた日以後の主要な更新時点)におけるインターネットの画面で日付が印字されたものを印刷したもの

- (4) 省令第9条の2第3項第3号に規定する認証制度に係る認定証の写し
- (5) 申請者が他の都道府県又は法第24条の2第1項に規定する政令で定める市で評価基準に適合することが確認されたものである場合は、評価基準に対する適合性について記載がなされた当該他の都道府県知事又は市長の許可証

3 知事は、評価基準に対する適合性の審査結果について、申請者に書面で通知するものとする。

4 知事は、申請者が評価基準に適合していると認めるときは、当該申請に係る許可証にその旨を記載するものとする。

(許可の申請に係る添付書類の省略)

第9条の3 評価基準に適合していると認められる者が、前条第1項に規定する申請に併せて当該申請に係る業の区分で法第14条第1項、第14条の2第1項、第14条の4第1項又は第14条の5第1項の許可の申請を行う場合は、次に掲げる書類の添付を要しないものとする。

- (1) 省令第9条の2第2項第1号に掲げる書類
- (2) 省令第9条の2第2項第4号に掲げる書類(当該書類が、インターネットを利用する方法により公開されている場合に限る。)
- (3) 省令第9条の2第2項第6号に掲げる書類(法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類を除く。)

(許可証への記載の消除)

第9条の4 第9条の2第1項に規定する申請時点において既に評価基準に適合していなかったことが事後的に明らかになった場合は、同条第4項の規定による記載を消除するものとする。

(準用)

第9条の5 第9条の2から前条までの規定は、省令第10条の4第3項(省令第10条の9第3項、第10条の16第2項及び第10条の22第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する基準に対する適合性の確認を受けようとする者について準用する。この場合において、第9条の2第1項中「第9条の2第3項」とあるのは「第10条の4第3項」と、「第10条の9第2項」とあるのは「第10条の9第3項」と、「第10条の12第2項」とあるのは「第10条の16第2項」と、「第10条の22第2項」とあるのは「第10条の22第3項」と、「様式第25号の2」とあるのは「様式第25号の3」と、同条第2項第1号中「第9条の2第3項第1号」とあるのは「第10条の4第3項第1号」と、同項第2号中「第9条の2第3項第2号」とあるのは「第10条の4第3項第2号」と、同項第4号中「第9条の2第3項第3号」とあるのは「第10条の4第3項第3号」と、第9条の3各号列記以外の部分中「第14条第1項」とあるのは「第14条第6項」と、「第14条の4第1項」とあるのは「第14条の4第6項」と、同条第1号中「第9条の2第2項第1号」とあるのは「第10条の4第2項第1号及び第4号」と、同条第2号中「第9条の2第2項第4号」とあるのは「第10条の4第2項第6号」と読み替えるものとする。

(欠格要件に係る届出書)

第9条の6 次の各号に掲げる届出書は、それぞれ当該各号に定める様式による。

- (1) 省令第10条の10の2又は第10条の24に規定する届出書 欠格要件に係る届出書(様式第25号の4)
- (2) 省令第5条の5の3又は第12条の11の3に規定する届出書 欠格要件に係る届出書(様式第25号の5)

第12条中「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改める。

第13条第1項中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

第14条第1項中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2項中「第17条」を「第19条」に改める。

第15条中「第18条」を「第20条」に改める。

第16条中「第19条」を「第21条」に改める。

別表中「別表」を「別表(第18条関係)」に、

省令第9条の2第1項、第10条の4第1項、第10条の9第1項、第10条の10第2項、第10条の12第1項、第10条の16第1項、第10条の22第1項及び第10条の23第2項に規定する申請書等

を

省令第 9 条の 2 第 1 項、第10条の 4 第 1 項、第10条の 9 第 1 項、第10条の10 第 2 項、第10条の12第 1 項、第10条の 16第 1 項、第10条の22第 1 項及び第10 条の23第 2 項に規定する申請書等
第 9 条の 2 第 1 項に規定する優良性の 評価制度に係る申請書
第 9 条の 6 第 1 号に規定する欠格要件 に係る届出書

に改める。

様式第13号中

許 可 の 条 件	
-----------	--

を

許 可 の 条 件	
省令第 3 条第 7 項の 規定による許可証の 提出の有無	有 ・ 無

に改める。

様式第25号の次に次の 4 様式を加える。

様式第25号の2 (第9条の2関係)

評価基準適合性確認申請書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(以下「省令」という。)第9条の2第3項(第10条の9第2項、第10条の12第2項及び第10条の22第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する評価基準に適合する旨の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請を行う産業廃棄物処理業の区分	産業廃棄物収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業
許可申請の種類	新規許可申請 更新許可申請 変更許可申請 許可申請なし
申請に係る業の許可番号 (新規許可申請の場合は記入不要)	第 号
情報を公開しているインターネットのホームページアドレス	
添付書類	<ol style="list-style-type: none"> 省令第9条の2第3項第1号に該当することを誓約する書面 省令第9条の2第3項第2号の情報に係る公開及び更新の状況を記載した書面 前号の情報が公開されている申請時点、公開開始時点及び主要な更新時点(第5号に掲げる許可証を添付する場合にあっては、申請時点及び同号の確認が行われた日以後の主要な更新時点)におけるインターネットの画面で日付が印字されたものを印刷したもの 省令第9条の2第3項第3号に規定する認証制度に係る認定証の写し 申請者が他の都道府県又は法第24条の2第1項に規定する政令で定める市で評価基準に適合することが確認されたものである場合は、評価基準に対する適合性について記載がなされた当該他の都道府県知事又は市長の許可証

様式第25号の 3 (第 9 条の 2 関係)

評 価 基 準 適 合 性 確 認 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (以下「省令」という。) 第10条の 4 第 3 項 (第10条の 9 第 3 項、第10条の16第 2 項及び第10条の22第 3 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。) に規定する評価基準に適合する旨の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

申請を行う産業廃棄物処理業の区分	産業廃棄物処分類	特別管理産業廃棄物処分類		
許 可 申 請 の 種 類	新規許可申請	更新許可申請	変更許可申請	許可申請なし
申請に係る業の許可番号 (新規許可申請の場合は記入不要)	第	号		
情報を公開しているインターネットのホームページアドレス				
添 付 書 類	1 省令第10条の 4 第 3 項第 1 号に該当することを誓約する書面 2 省令第10条の 4 第 3 項第 2 号の情報に係る公開及び更新の状況を記載した書面 3 前号の情報が公開されている申請時点、公開開始時点及び主要な更新時点 (第 5 号に掲げる許可証を添付する場合にあっては、申請時点及び同号の確認が行われた日以後の主要な更新時点) におけるインターネットの画面で日付が印字されたものを印刷したもの 4 省令第10条の 4 第 3 項第 3 号に規定する認証制度に係る認定証の写し 5 申請者が他の都道府県又は法第24条の 2 第 1 項に規定する政令で定める市で評価基準に適合することが確認されたものである場合は、評価基準に対する適合性について記載がなされた当該他の都道府県知事又は市長の許可証			

様式第25号の4 (第9条の6関係)

欠 格 要 件 に 係 る 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

住 所
届出者 氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付け第

号で許可を受けた

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業

下記事由により届出事項に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律
る同法第7条の2第4項の規定により届け出ます。

第14条の2第3項
第14条の5第3項
において準用す

記

該当するに至った欠格要件(該当するものに を付すこと。)	法第14条第5項第2号(イ・ハ・ニ・ホ)
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

- 備考 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

様式第25号の 5 (第 9 条の 6 関係)

欠 格 要 件 に 係 る 届 出 書

年 月 日

島根県知事 様

住 所

届出者 氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた 一般廃棄物処理施設 について、下記事由により届出事項
産業廃棄物処理施設
第 9 条 第 6 項
に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の 2 の 5 第 3 項において準用する同法第 9 条第 6 項
の規定により届け出ます。

記

該当するに至った欠格要件 (該当するものに を付すこと。)	法第 7 条第 5 項第 4 号 (イ ・ ロ ・ ハ ・ ニ ・ ホ ・ ヘ ・ チ ・ リ ・ ヌ) ・ 第 14 条第 5 項第 2 号 (イ ・ ハ ・ ニ ・ ホ)	
欠格要件に該当するに至った具体的事由		
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日	
施設	区分 (該当するものに を付すこと。)	一般廃棄物処理施設 ・ 産業廃棄物処理施設
	種 類	
	設 置 場 所	

- 備考 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から 2 週間以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

様式第28号中「14.5」を「12.5」に改める。

様式第39号中「第15条第1項」を「第17条第1項」に改める。

様式第41号中「第18条」を「第20条」に、

「

手 数 料 欄	
---------	--

注 1 印の欄は記入しないこと。

2 2部を提出すること。

を「注 2部を提出するこ

」

と。」に改める。

様式第42号中「第19条」を「第21条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(優良性の評価制度に係る申請に係る経過措置)

2 この規則による改正後の第9条の2第2項第4号に掲げる書類は、平成18年9月30日までの申請については、添付を要しない。